

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表子育て支援体制の充実の項中「NPO法人」を「NPO法人等」に改め、同表イの表障害者相談事業の項を削り、同表オの表消防防災体制の整備の項中「消防防災体制」を「防災体制」に改める。

別表第2ウの表に次のように加える。

国際交流の推進	取組の内容	圏域における国際交流を推進するため、海外からの留学生や研修生を積極的に受け入れ、語学研修、圏域における文化の紹介、住民との交流等を行う。
	甲の役割	ホームページ等の活用による情報発信、留学生や研修生の受入れに関する調整を行う。 留学生や研修生の語学研修に対する支援、圏域における文化の紹介、住民との交流等を行うとともに、乙と受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。
	乙の役割	圏域内の情報発信のために、甲に対し、情報を提供する。 留学生や研修生に対する語学研修、圏域における文化の紹介、住民との交流等を行うとともに、甲と受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

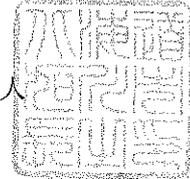
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月20日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長 松岡 市 郎

